

設立事業所の減少に係る 「相談事例」の発出(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

設立事業所の減少に係る厚年基金の規約変更については、既に通知改正 が実施されておりますが、それに関し、以下の内容を趣旨とする「相談事例」が発出されましたのでご案内致します。

1. 合併等、事業所の実態が継続している事業所減少は任意脱退と同等であり、特別掛金等の一括拋出、事業主・被保険者の1/2以上の同意が必要
従来、事業所減少は一律届出事項とし、同意不要とされていたが今後は同意が必要
2. 実施は平成21年度から
(通知は昨年12月3日に改正済だが周知時間が必要なため)

「事業主の死亡及び破産手続き開始に伴う解散による事業所減少の場合のみ事業主・被保険者の1/2以上の同意は不要」(『年金ニュースNo.130』をご参照)

「相談事例」によれば「事業所都合により基金の上乗せ給付がなくなるため」との理由ですが、基金内での合併の場合等上乗せ給付が存続する場合も同意が必要か否かは不明です。(行政宛確認予定)

【ご参考】法令等の整理

	設立事業所の増減【原則】	事業主の死亡及び破産手続き開始に伴う解散による事業所減少【例外】
規約変更	認可事項 (厚年法第115条第2項、基金令第2条)	届出事項
同意	必要 (厚年法第144条)	不要

通知「厚生年金基金の設立要件について」に新たに追加(『年金ニュースNo.130』)

以上